

議案第45号	文化財の県指定について
--------	-------------

### 1 提案理由

平成23年11月25日に石川県文化財保護審議会から文化財の県指定について  
答申があつたため

### 2 根拠法令等

石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）第4条第1項

### 3 指定内容

#### 有形文化財

種別	名 称	員数	所 在 地	所有者
彫刻	銅造地蔵菩薩半跏像 附 台座、光背	1躯	白山市東三番町21番地5	東三番町 町内会
歴史 資料	延宝金沢図	1点	金沢市本多町3丁目2番15号 石川県立図書館	石川県

### 4 指定の日

告示の日

どうぞうじぞうぼさつはんかぞう  
銅造地蔵菩薩半跏像 附 台座、光背

1 種	別	有形文化財（彫刻）
2 員	数	1 躯
3 所 在	地	白山市東三番町21-5
4 所 有	者	東三番町町内会
5 形 状		銅造、蠟型別鋳組合せ、像高 57.0cm 附 台座 高 26.0cm 幅 38.5cm 奥行 32.0cm 光背 高 52.4cm 径 31.5cm 幅 4.1cm (宝珠は指定外)
6 年 代		康永元年（1342）
7 作 者		不明
8 概 要		

本像は、白山比咩神社の前身である白山本宮所属の白山寺にあった、地蔵院護摩堂の本尊として祀られていたと伝えられる。白山寺は白山本宮の境内にあり、地蔵院護摩堂、本地堂などが立ち並んでいたが、明治時代初期の神仏分離の際に堂は失われ、本像も取り除かれて白山寺から遷座したといわれている。

形状は白毫相、首に三道をあらわし、耳朶は環状である。袈裟を纏い、左手に宝珠（後補）を捧げ、右手は一指、三指、四指を念じる。半跏踏下坐する。

構造は、頭軀部、両肩、両手、膝部、足先、台座の八部分による蠟型別鋳組合せである。表情はやさしく穏やかで、衣文は写実的で鎌倉時代の様式技法を踏襲し、蠟型鋳物独特の美しい肌合いの仕上がりである。全体に鍍金をした金銅仏であったと思われるが、現在は剥落しており鍍金はほとんど残っていない。

台座にある銘文によると、南北朝時代の康永元年（1342）に作成されたものであり、江戸時代の天和2年（1682）に加賀藩の鑄物師「平井但馬守家長」が台座部分を補鋳したことがわかる。

このように、銅造地蔵菩薩半跏像は、洗練された技巧が見られる優品であり、制作年が判明している南北朝時代の基準作として貴重な仏像である。また、白山における神仏分離の歴史を伝える遺例としても貴重であり、文化財的価値は高く、有形文化財に指定し、その保存を図ることが必要である。

えん ぼう かなざわ ず  
延宝金沢図

- 1 種 別 有形文化財（歴史資料）  
2 員 数 1点  
3 所 在 地 金沢市本多町3丁目2番15号（石川県立図書館）  
4 所 有 者 石川県  
5 年 代 延宝年間（1673～1681）  
6 概 要

加賀藩による本格的な測量に基づく城下町図の作成は、正保年間（1644～1648）に幕府に提出を命じられてからとされており、その後、加賀藩の普請会所において万治3年（1660）、寛文7年（1667）、延宝年間（1673～1681）の城下町金沢の景観を描く大型絵図が作成されたことが判明している。このうち、延宝年間の城下町図が、この「延宝金沢図」である。

絵図の大きさは南北589センチメートル、東西545センチメートルと非常に大きな彩色図であり、現存する城下町図で最大となる。縮尺は一分一間の分間図であることから、600分の1とみられる。

絵図の成立年次は凡例注記をみると不明なので、正確には未詳であるが、延宝元年から2年の間に死去した藩士名について、本図への掲載の仕方を調査した結果、延宝2年の屋敷利用の現況を記載していたことがわかった。

「寛文七年金沢図」と記載様式を比較して、測量線である朱線が省略されていること、惣構の線が浅黄色から黒色に変わり、より鮮明となっているなど相違点はあるものの、城内は彩色せず、ごく簡単に縄張りを示すだけで、藩士、町人地、寺社などの配置に主眼が置かれた点は共通していることから、作成目的は「寛文七年金沢図」と同様、藩主から城下に拝領地を得た人々の屋敷位置を明確に示すことであるとわかる。さらに両絵図の記載内容を比較すると、惣構内部は主に重臣の居住区であるため変化は少ないが、惣構の外では、与力町の形成、城下町の外延的拡大のほか地子町の急増、地種の変化など、約7年間の城下町の変化を読み取ることができ、貴重な城下町研究資料といえる。

また、この絵図の写は江戸後期から大正年間にかけて4点作成されており、早くから郷土史研究において注目され、広く利用されたこともこの史料の重要性を示す。

「延宝金沢図」は、「寛文七年金沢図」とともに江戸前期における金沢城下の都市政策の流れを知ることができる貴重な絵図であり、また長期にわたって郷土史研究に影響を与えてきた一次的な史料でもあり、有形文化財として指定し、その保存を図ることが必要である。